

役員報酬等に関する規程

役員報酬等に関する規程

第1章 総 則

(目 的)

第 1 条 この規程は、社会福祉法人相清福社会（以下「法人」という。）の業務に従事する役員等の報酬、慰労金、慶弔金及び法人業務に携わった時の諸経費について必要な事項を定める。

(定 義)

第 2 条 この規程において役員等とは、法人の理事、監事、評議員をいう。

第2章 報 酬 等

(報 酬)

第 3 条 法人経営上の資金融資等において、保証人、連帯保証人となる責務を負い、常勤または継続かつ定期的に就業する理事の報酬は、個人の役割、職務内容を総合的に勘案・評価し、評議員会が役職に応じた一人あたりの上限を定め、理事報酬表に定める基準額を評議員会にて決定し、評議員会で承認を得たうえで各人に支給する。別途賞与の支給は行わない。

2 1項及び4項に該当しない理事及び監事が理事会及び評議員会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 理事及び監事

1日 10,000円

3 翌年度の報酬額は、年度末に開催される理事会において、法人の業績と当該役員等の役割、職務内容、出勤状況などを総合的に勘案・評価のうえ見直すことがある。

4 理事において、施設、本部事務局の職を兼務する者には、第1項及び第2項は適用しない。ただし職員給与に加え役員等兼任手当として次のとおり支給する。

月額 20,000円

5 評議員が理事会及び評議員会等へ出席したとき、その他法人業務に携わったときは、次のとおり日当を支給する。

(1) 評議員

1日 10,000円

6 理事の報酬については各年度の総額が 20,000,000 円を超えない範囲で、評議員

会で定める。

- 7 監事の報酬については一人当たり各年度の総額が 200,000 円を超えない範囲で評議員会で定める。

(報酬の支払方法)

第 4 条 報酬の支払いは、次のとおりとする。

- (1) 第 3 条 1 項の役員等については、毎月 1 日に起算し、当月末日に締めきり、翌月 25 日（当日が土・日曜日又は祝日の場合はその前日）に金融機関の口座に振り込む方法により支払う。
 - (2) 第 3 条 2 項の役員等については、その都度現金にて支払う。
- 2 報酬の支払額は、源泉所得税額を控除した額を支払う。

第 3 章 出張旅費

(出張旅費)

第 5 条 出張旅費は原則として交通費、宿泊費、宿泊日当及びその他の費用に区分する。

- 2 交通費は鉄道賃、船賃、車賃、航空賃（急行料金、特急料金、指定席料金などを含む）に要した費用を支給する
- 3 宿泊費は宿泊に伴う室料、夕朝食費、付随する税及びサービス料とし、出張中の宿泊数に応じて支給する。
- 4 宿泊日当は宿泊を伴う出張に対して、1 日あたり 5,000 円を支給する。
- 5 その他出張中において用務に支出した通信費、物品輸送費及び雑費等は、その使途を明記した領収書等をもって実費を支給する。
- 6 参加費等の費用を別途支給されたときは、重複する出張旅費等は支給しない。

(出張旅費の仮受け)

第 6 条 出張旅費は出発前に予定計算額の範囲内で仮払い申請書をもって仮受けすることができる

(出張旅費の精算)

第 7 条 出張者は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

- 2 出張旅費を仮受けした場合は出張終了後速やかに領収書等を添付して、出張旅費を精算するものとする。

第4章 慶 弔

(受章祝金)

第 8 条 役員等が社会福祉事業に関する功勞により、厚生労働大臣、山口県知事の功勞表彰または国の叙勲、褒章制度に基づく叙勲、褒章を受けたとき及び理事長が指定した褒章などを受けたときは、別表 1 に定める祝金を支給する。

(傷病見舞金)

第 9 条 役員等が傷病により入院が継続して 2 週間以上に及んだときは、別表 1 に定める傷病見舞金を支給する。

(災害見舞金)

第 1 0 条 役員等が火災、水害その他不時の災害を受けたときは、その被害に応じて別表 1 に定める災害見舞金を支給する。

(弔慰金)

第 1 1 条 役員等が死亡したときは、別表 2 の定めにより相続人に弔慰金を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

(親族等への香華料)

第 1 2 条 役員等の親族等が死亡したときは、別表 3 に定める香華料を支給するほか、葬儀に際して生花及び弔電を供えることができる。

第5章 附 則

(改 正)

第 1 3 条 この規程を改正または廃止する必要がある場合は、社会福祉法人相清福祉会の議決を経なければならない。

附 則 この規定は 平成 2 9 年 7 月 1 日から施行する。

附 則 この規定は 平成 2 9 年 1 2 月 1 日から施行する。